

「政府情報システムの整備の 在り方に関する研究会」

中間取りまとめ

— 政府情報システムのグランドデザイン —

<概要>

平成21年8月

第1 背景・目的

下記政府決定において、行政の業務・システムの全体最適化の取組の必要性と、そのためのクラウド・コンピューティング技術の活用について言及

1 「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」(平成21年4月9日IT戦略本部決定)抜粋

- 行政の業務・システムについては、主要システム最適化(刷新)や内部管理業務の見直し(BPR)とシステム化による効率化が進行しているが、その取組は個々の業務やシステムの範囲にとどまっており、全体最適化による更なる行政コストの削減を目指した一層の取組が求められる。
- 効率的かつ柔軟でセキュアなシステム構築、開発・運用コストの削減、及び業務の共通化を図るため、将来における地方公共団体のクラウドとの連携も視野に入れつつ、「霞が関クラウド(仮称)」を構築し、全府省横断的に業務及びシステムの最適化を推進する。

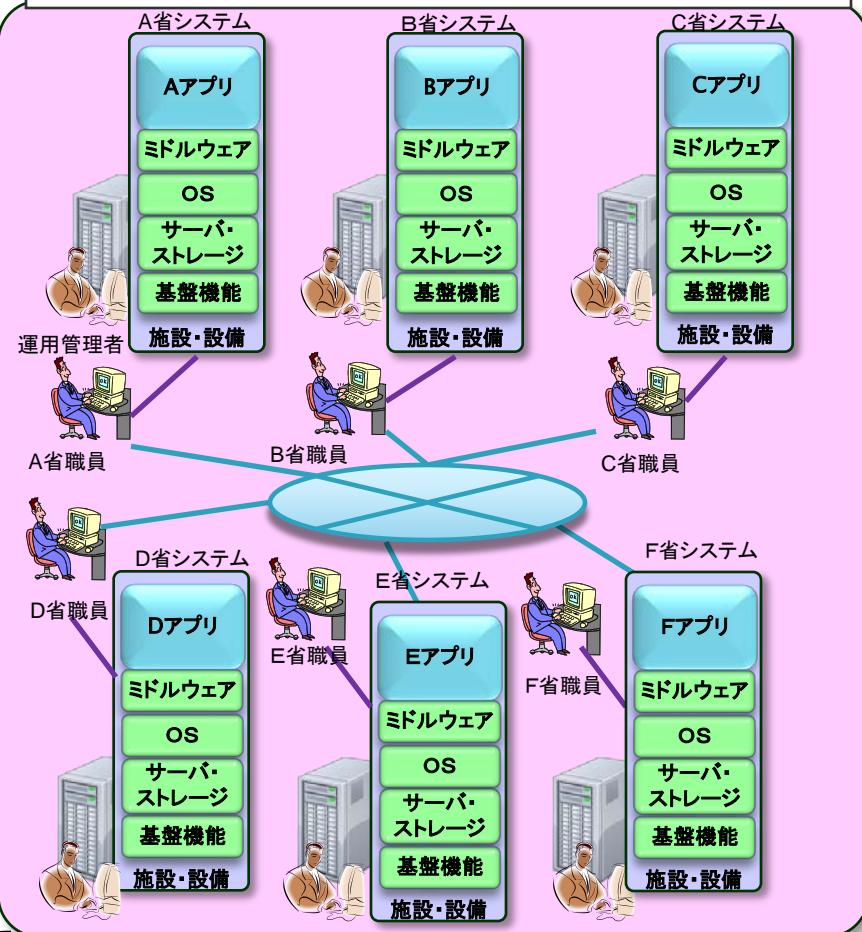
2 「i-Japan戦略2015～国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現を目指して～」(平成21年7月6日IT戦略本部決定)抜粋

- 行政情報システムの全体最適化をさらに推進するため、電子政府・電子自治体クラウドの構築等により、サーバを含む行政情報システムの共同利用や統合・集約化を進める

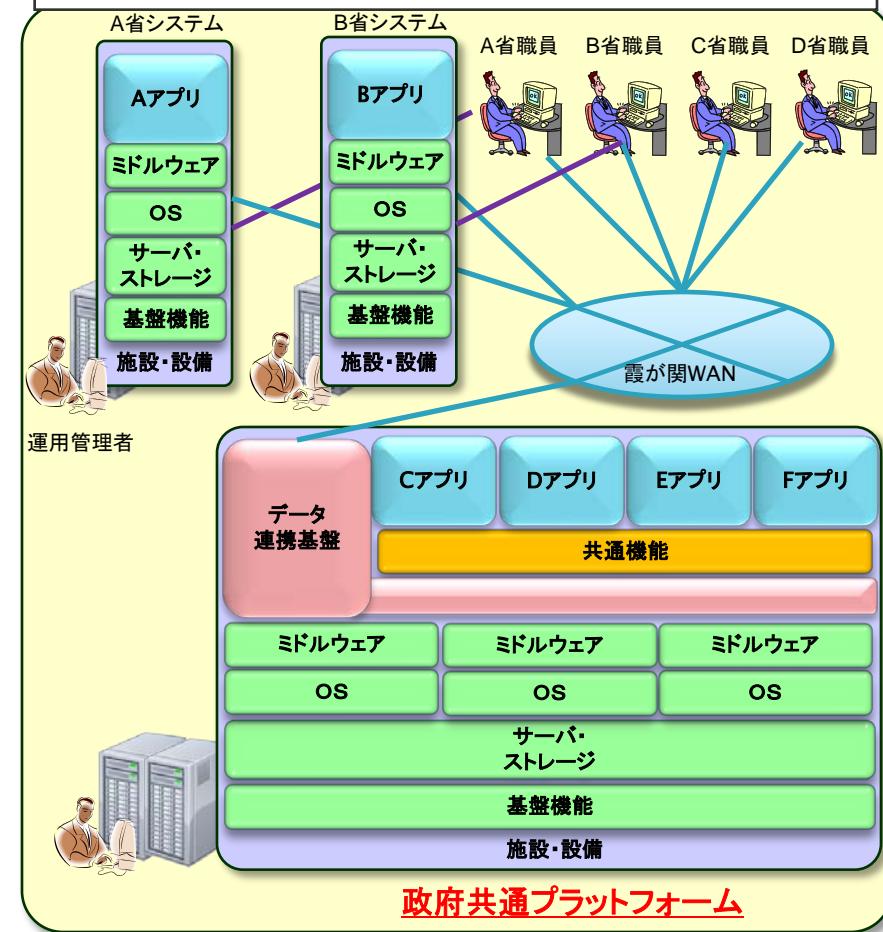
- 
- 政府情報システムの全体最適化に向け、ハードウェア等リソースの有効活用、柔軟かつ迅速なシステム構築ニーズへの対応、システム利用者の利便性向上等の観点から、仮想化技術等のクラウド・コンピューティング技術を活用することが有効
 - クラウド・コンピューティング等の最新の技術を活用し、政府情報システムの更なる全体最適化を推進すべく、「霞が関クラウド(仮称)」構想の具体化に向け、その在るべき将来像を明確化するため、「政府情報システムの整備の在り方に関する研究会」を発足

第2 政府情報システムの整備の現状・課題及び在るべき将来像

現状:各府省各システム個別にシステムを整備



将来像: 政府の情報システムの統合・集約化、情報連携の促進



- 各府省各システム個別にシステムを整備していることにより、
 - ・ ハードウェア資源・ソフトウェア資源の無駄や、共通的な機能のソフトウェア開発等において重複投資が発生
 - ・ グループウェア等共通的なシステムの管理運用負担が大きく、各府省の本来業務への人的資源投入が不十分
 - ・ 特に小規模システムについて、可用性確保等の安全対策が必ずしも十分でない
- 関連する個別システム間の連携が図られていないため、必要な情報を重複して取得するなど保有する情報の利活用・共用が進んでいない
- 関連する業務間におけるデータ連携のための業務フローの標準化等、業務見直し(BPR)が進んでいない

「個別最適化」から「全体最適化」へ転換し、政府横断的な電子政府の取組を一層推進することが必要

- 政府情報システムを統合・集約化する基盤として、「政府共通プラットフォーム」を整備
- 併せて、行政内部の情報の利活用・共用を促進するため、「政府共通プラットフォーム」に、各情報システムが保有する情報の連携を図る基盤としての機能も整備

第3 政府共通プラットフォームの機能・役割の基本コンセプト

1 政府情報システムの統合・集約化の基盤

(1) システムの開発、管理運用の効率化

- 仮想化技術等のクラウド・コンピューティング技術を活用し、サーバ・ストレージ等のハードウェアや、オペレーティングシステム(OS)・ミドルウェア等の基盤ソフトウェアなどの資源を統合・集約化対象システム間で共有することにより、これら資源を有効活用するとともに、消費電力削減など環境面にも配慮。
- 政府共通プラットフォームにおいて、統合・集約化対象システムの管理運用を一元的に実施することにより、各府省における政府情報システムの管理運用に係る業務、要員等の負担を軽減。
- 政府共通プラットフォームにおいて、各政府情報システムに共通的な機能や、各府省で共通的に利用するアプリケーションを一元的に開発し、サービスを提供することで、政府情報システムの整備、管理運用経費を削減するとともに、標準的業務フローの普及による業務見直しを促進。

(2) 安全性・信頼性の向上

政府共通プラットフォームを政府の情報システムとして国内に整備するとともに、同プラットフォームにおいて、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠した一元的な管理運用を実施し、スケールメリットを活かしたバックアップ、24時間監視等の可用性の向上等を図ることにより、高度で統一的なシステムの安全性・信頼性を確保。

(3) 柔軟かつ迅速なシステム構築ニーズへの対応

政府共通プラットフォームにおいて、各府省におけるアプリケーション開発・テスト・動作のための環境を提供することにより、迅速なシステム立ち上げや期間限定のシステム構築ニーズに対応するとともに、ハードウェア資源、ソフトウェア資源等を有効活用し、情報システム関連予算を効率化。

2 各情報システムが保有するデータの連携基盤

(1) 業務見直し(BPR)の促進

政府共通プラットフォームにおいて、各情報システムで保有するデータの連携機能を整備することにより、政府内部における情報の利活用・共用を促進し、業務をより一層効率化・高度化。

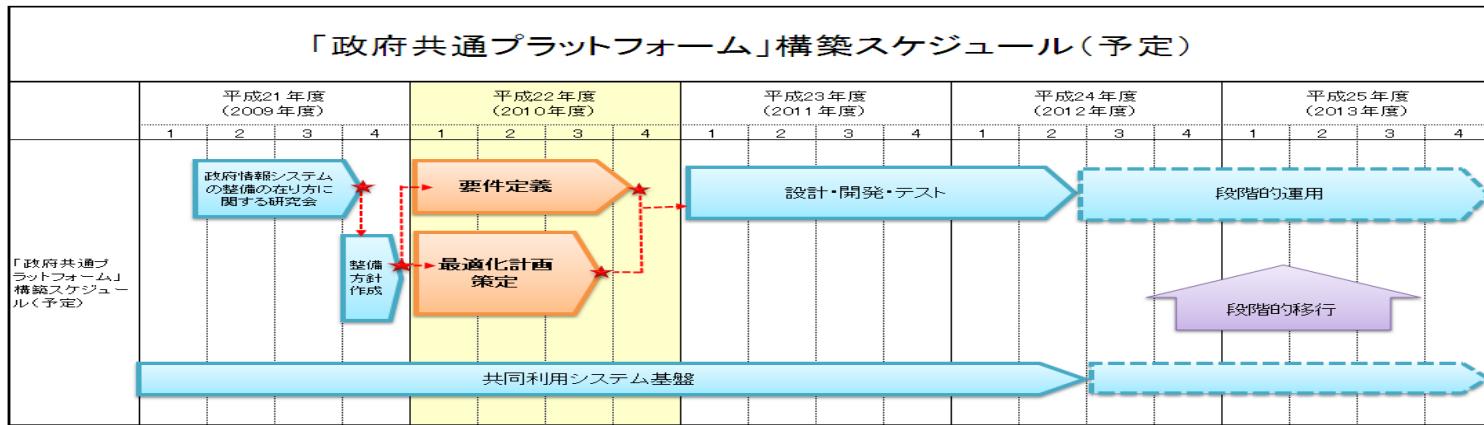
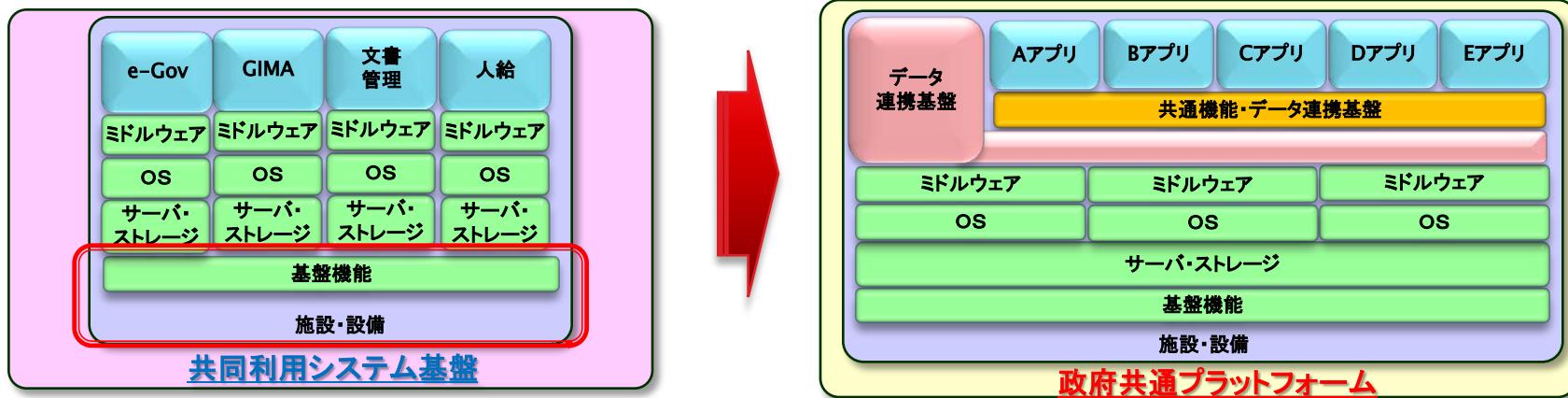
(2) 国民等利用者の利便性向上

政府共通プラットフォームにおいて、フロントオフィスのシステムとデータ連携する機能を整備することにより、申請時における添付書類の削減、事務処理時間の短縮等を実現し、国民等利用者の利便性、サービスの質を向上。

第4 政府共通プラットフォームの整備の進め方

1 政府共通プラットフォームの整備スケジュールの考え方

政府共通プラットフォームの整備に当たっては、i-Japan戦略2015を踏まえ、平成27年(2015年)における各電子政府施策関連システムの本格稼働を見据えつつ、システム移行に当たって効率的な投資を図る観点から、府省共通業務・システム間で施設・設備や基盤機能を共有する基盤である現行の共同利用システム基盤の更新時期である平成24年度からの段階的運用開始を目指し、統合・集約化及びデータ連携基盤のとしての機能、役割のうち、可能なものから順次整備を進めることが適当



2 政府共通プラットフォームの整備の推進

- ・全政府的な推進体制の下、各府省横断的な取組により強力かつ円滑に整備を進めていくとともに、技術の進展等を踏まえ、統合・集約化やデータ連携の仕組み、対象システム、セキュリティ確保方策等について適宜見直しを図っていくことが必要
 - ・「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」、「情報システムに係る政府調達の基本指針」の見直しが必要となる可能性

第5 政府共通プラットフォームの整備に関する方向性、検討課題

1 政府情報システムの統合・集約化

- 統合・集約化は、当面、国の情報システムで、費用対効果を考慮し、統合・集約効果の見込まれるものを対象。また、各システムに求められる可用性・サービス・セキュリティレベルや、業務処理の特殊性等を勘案。今後、対象システムの範囲等を明確化
- 統合・集約化レベルについては、アプリケーションレベル(SaaS相当)までの統合・集約化の可能性を目指しつつも、困難な場合、対象システムごとに適切なレベルでの統合・集約化が適当。今後、上記統合・集約化対象システムの範囲等と併せ、統合・集約化レベルや、手順・スケジュールについて検討
- 政府情報システムの効率的、安定的な開発・改修・管理運用に資するため、利用者認証機能、ワークフロー機能、バックアップ機能などの共通機能を提供していくことが有効。今後、共通機能の具体的な機能要件等について検討
- 政府共通プラットフォームにおいて採用する技術等は、極力、マルチベンダ対応可能な標準的仕様とすべき

2 各情報システムが保有するデータの連携

- 政府情報システムの実態把握調査結果、システム利用者のニーズ、費用対効果の検討結果等を踏まえ、政府共通プラットフォームに統合・集約化するもののほか、統合・集約化しない個別の業務・システムも対象に含めたデータ連携により、情報の利活用・共用を推進。今後、具体的な業務・システムや手続を想定した検証を通じ、連携の実現可能性や具体的な課題を整理
- データ連携や情報共有に伴う業務見直しを促進する観点から、費用対効果及びニーズを踏まえて、具体的にどのようなデータ連携・情報共有方式が適するか検討
- データ連携対象業務・システムの具体化、業務見直しの実現可能性を踏まえ、データ連携機能の実装方法を明確化。また、別途検討されている国民電子私書箱構想、次世代電子行政サービス、自治体クラウド、共通企業コードの検討状況を踏まえ、これらの構想にも資する方法を検討
- 情報の利活用・共用を促進するため、個人情報、機密情報等の情報保護策について、制度上・運用上の確な措置が必要

3 政府共通プラットフォームの整備・管理運用

- 政府共通プラットフォームの重要性、システムの集中化による業務量の増大等を踏まえ、同プラットフォームの管理運用を明確な責任体制の下で安全・適正かつ効率的に行うためには、その管理運用は公的な主体が実施することが適当
- 個人情報、機密情報等の情報保護、各府省の業務継続性確保の観点から、政府共通プラットフォームにおいて担保すべき適切な情報セキュリティレベル、可用性レベル等を検討
- 政府共通プラットフォーム所管府省と各システム所管府省の責任分界点、役割分担を明確化することが必要
- 政府共通プラットフォームの整備に当たっては、整備途上で手戻りが発生しないよう留意し、円滑かつ効率的な整備が必要

更に詳細な検討を進め、平成22年1月を目途に最終報告書を取りまとめ予定